

第14回滋賀県景観審議会広域的景観形成検討専門部会 議事概要

●日時：平成31年3月29日（金曜日） 14：00～16：00

●場所：滋賀県大津合同庁舎 7階 7-C会議室

●内容：〔議事〕

内陸部に及ぶ広域的景観形成に向けた課題検討について

〔報告〕

視点場整備・PRワーキンググループの活動について

滋賀県景観計画にかかる基礎調査について

●出席委員：青山香菜委員、岡田昌彰委員（部会長代理）、川崎雅史委員（部会長）、
土本和子委員、貫名敏委員、平井利佐委員、山下淳委員
（7名中7名出席）（50音順）

●議事に関する意見および質問ならびに事務局回答要旨：

（注）委員の意見または質問は○、事務局の回答は◆

【質疑応答】

〔議事〕内陸部に及ぶ広域的景観形成に向けた課題検討について

- 容積率はどのように決めているのか。景観上許容される高さは、各市町で決めたものか。
- ◆ 景観上許容される高さは、事務局が算定している。各市の担当者に、二次判定表の二次判定以外の部分を埋める作業をお願いし、用途地域別に、現状で掛けられている土地利用規制の状況を整理して頂いた。
- 二次判定表には、市町が決定した現在の土地利用規制の状況が表現されていて、断面図には、眺望景観を阻害すると考えられる理論上の高さが表現されているという理解でよいか。
- ◆ はい。
- 二次判定表の中に、同じ距離で判定が異なる複数の項目が出てくる場合があり、見ている方向が違うのだと思うが、それぞれどの方向・場所の判定結果なのかが分かりにくい。
また、多くの景の名称に、「琵琶湖」という言葉が含まれているが、問題にしているのは、山並みが見えるかどうかであり、何を見ている景かを書く方が分かりやすいのでは。「琵琶湖」という言葉が入っていない景もあり、琵琶湖が見えることは前提として扱ってよいのでは。

- ◆ 二次判定の表については、どの場所を指し示した判定なのかをもう少し分かりやすく表現できないか、煩雑にならない範囲で検討したい。
「琵琶湖」という言葉は、66 景というものが、琵琶湖が見える広域的景観という観点で抽出したものであり、県として、琵琶湖も重要な景の要素だということを示す意味で、景の名称に使用している。
- 資料 1 の 2 ページに緑色で表現されている、眺望の幅といったものを、景の写真の中に表記するなどして、何を見ている景なのかを分かりやすくすることが重要。
- 全体を通じて、一定の高さを超えると、山の景観を阻害する、ということで検討されているが、「山の景観を阻害する」ということについては、いくつかのパターンがある。山のピークを超える場合や、スカイラインを侵す場合など。また、55 ページ 45 番の景のように、山の見え方には影響しないにも関わらず、離れたところで山の高さを超えるというパターンも今回検討されているが、同じ侵し方として扱ってよいのか、疑問がある。
- ◆ 独立峰を観る景の場合、稜線に直接影響してこない場所もあるが、今回の課題検討では、コーン視野という考え方をを用いて、60 度程度の範囲を検討することとし、この範囲の中で景観上許容される高さを超えてくる場合には、一旦協議のテーブルに上げることとしている。
資料 1 の 2 ページ上側に記載しているとおり、視点場から視対象までの距離が 10km を超えるかどうか、視対象が山並みか独立峰か、重要眺望か主要眺望か、といったところで線を引いている。
- 例えば 55 ページのように、視点場から視対象までの距離があるような景を扱う場合と、もう少し両者の距離が近い景を扱う場合とで、同じ基準を使ってチェックをしているのか。資料 1 の 2 ページで稜線の 1/3 や 1/2 と示されているように、今回の検討では、視点場と視対象の距離が遠い場合でも、近い場合であっても、同じ基準を使って検討をしている。
- 55 ページの山本山を見ている景も、60 度の範囲を見ている、と考えてよいか。
- ◆ そうです。
- かなり広い。山本山のピークが低い、60 度の視野の中でこの高さを超えるものは、景観を阻害していると扱うのか。
- ◆ そうです。
今は要協議となるものをピックアップしている段階。要協議となった後、具体的な対策を検討する際には、55 ページの山本山を見る景で言えば、60 度の視野の端の部分に建つものが景観を阻害するののかという議論がやはり出てくると考える。
要協議の景が決まった中で、景の重要性や緊急性でふるい分けを行い、整理していきたい。
- 視野の内、オレンジ色の部分に入ってくる建物が、景観を阻害する危険性があるということであって、それ以外の部分、青色の部分で建物が建ったとしても、おそらく山本山の眺望は阻害しない、ということではよいか。
- ◆ 山本山は独立峰ですので、幅 W の部分についてまず対策を検討していくことになるかと思います。
- 青の範囲全てで対策を検討するというのではなく、オレンジの部分での検討を進

めるということか。

- 青の部分は、あくまで可能性の範囲であり、実際に景観を阻害するのは、オレンジの部分ということ。
- 検討手法の修正前と修正後で、用語の取り方に違いがある。5 ページの下の修正後のフローで、要協議のところは赤枠で示されているのが変更点か。要協議の枠内の表現も大きく変わっていないように見えるが、赤枠に変えてより分かりやすくした、ということか。
- ◆ フローの見直しにあわせて、より分かりやすく、表記を整えたものです。
- 修正前のフローでは、その景が要協議かルート1～3か、ということの結果しか共有していなかったが、ルート1～3だと判断した根拠全体を共有していくことが非常に重要だという意見が前回の審議会であり、今回修正を検討したということか。
- ◆ はい。今回の修正は、事務局サイドだけで各段階での判断を下しているような表現になっていた部分を、関係市町と県が協議しながら判断しなければならない、ということが分かるような形に改めたもの。
要協議やルート1～3という判断を、一度下して終わりではなく、将来的に、土地利用状況が変わっていくようなことがあれば、もう一度判定も見直していかなければならないということも、緑色のフローを追加して、はっきりと分かるように表現を改めた。
- 本日の意見も踏まえ、図表などを分かりやすく整えるよう、審議会の要望としてお伝えしておく。
- 県内の景観行政団体は、この検討に対してどのように考え、今後、どのように進めようとしているのか。
- ◆ 本日、すべての景の判定結果を初めて示した。本日頂いた意見を反映しながら、要協議の景を確定していきたい。
要協議の景は、対策の検討を進める。景にも様々なパターンがあり、景の重要度や認知度、緊急性を整理し、まずは重要度や緊急性の高い景から対策を検討していくこととしたい。
- 対策の検討を進めると、土地利用規制や、高さ制限など、市町の都市計画とも関係してくることになる。県と市町が、まず、問題をしっかり共有すること。県にとって問題だと考えるものを今はピックアップしているが、市町も一緒になって問題だと思ってもらえれば、土地利用の見直しなどに向けても議論が進むだろう。
- 眺望景観の問題を認識して、どのように打破していけばいいのか、ということについては、共通認識を持って取り組んで頂きたい。
- 例えば、京都市では、市内の土地利用条件は変えずに、眺望景観の制度だけを上から乗せた。こうした手法や、他府県での眺望景観の事例などを県市町で共有し、相互に理解していくことが大切。
- 景観の観点から規制するとしても、やはり市町にそうした新たな規制手法を受け入れてもらう必要があるので、大前提として、「何とかしなければ」と関係者全員が思う、ということ必要。
- 重要な景を選び、まずその景から協議を進めるということだが、こうした意見を反映するように願います。事務局の今後の交渉が重要になる。

〔報告〕 視点場整備・PRワーキンググループの活動状況について

〔報告〕 滋賀県景観計画にかかる基礎調査について

- 河川に対して景観の規制をしていくという考え方の経緯は。
- ◆ 滋賀県では昭和 59 年に風景条例を定め、その際に県の景観特性として、「広がりのある風景」や「つながりのある風景」を位置付けた。つながりのある風景として、主要な道路や河川とその周りにおいて、良好な景観の形成を進めている。芹川河川景観形成地区は、昭和 62 年に指定した。
- 指定以降は、その都度、継続的に指導されているということか。
- ◆ はい。景観に関する届出は、行為をする際に出して頂くというもの。芹川河川景観形成地区の指定より前からあるものであれば、届出の対象にはならない。届出に際して指導をしているが、最終的には施主が判断するため、景観形成基準に合っているものと、合っていないものがある。
- 今回の調査は、過去に届出があったものを対象に、基準に合っていないものを調査しているのか。
- ◆ あくまで現状を見て、景観形成基準と合致しているかどうかを調査している。
- 届出があったものが届出の内容どおりにできているかを調査しているのか。届出が必要無いものや届出制度が作られる前からあるものについても調査しているのか。調査対象の決め方は。
- ◆ 届出があったものの調査ではなく、現状存在しているものを基準に照らすとどうか、という観点での調査。
- 芹川での届出対象行為は。
届出対象を拡大したり、基準を見直したりすることを検討するために、どの物件に問題があるかを探すことを目的とした調査ということか。
- ◆ そうです。景観重要区域では、建築物については 10 m²を超える確認申請のいるものについて、届出を求めている。塀などは、高さ 1.5m 以上または延長 10m を超えるものを届出対象としている。
こうした届出対象とする行為が、今のままでいいのか、重要区域の範囲を広げる必要はないか、といったことを検討するために、調査をしている。
実際にその物件についての届出があったかどうかという部分については確認していない。
- こうした調査をして、基準に適合していないものや、一種の既存不適格となるようなものに対して、それを指導等して是正していかうという考えがあるのか。
それとも、こうした現状なので、計画を今後どういう風に考えていくかという材料にしようということなのか。
- 実際には、届出の内容のとおりその物件ができているかどうかまでは確認されていないのが現状だと思う。そうした状況の中で、今回の調査をどこまでの調査として考えているのか。
- ◆ 今回は、あくまでも現況の調査であり、届出がされた物件かどうかという部分は調査対象にしていない。ただ、現況調査の次のステップとして、届出対象行為を追加

するなど、今後の対応を検討していく中では、その物件が実際に届出をされたものかどうかの確認が必要になってくると考える。

景観形成基準に適合しない内容で届出が出されることも実際にあり、その際には、30日の期間を定めて、計画の変更等について指導している。指導内容に対応して頂けない場合は、勧告等の措置に進む場合もあるが、周辺の状況等も見た上で、やむを得ない場合には、届出から30日後には着工できるというのが現状。

現行の景観形成基準では、数値的な基準があまり設けられていないので、そういった部分も今後検討していきたい。

こうした検討の際の基礎資料とするための現況調査である。

- 10㎡以上の住宅などは、届出に際して設計図面が出てくるはず。その図面を使って、セットバックの距離など、景観形成基準に照らしたチェックをされているのか。
- ◆ そうです。着工の30日前までに所管の土木事務所に届け出ることとしている。その図面をもとに、景観形成基準に照らして適合していないものについて、指導をしている。事業者と施主とで再度協議して頂き、直して頂ける事項については直して頂くが、どうしても難しい場合や、その周辺の状況を見てやむを得ないという場合もある。

- 最後にできたものが届出内容と違うということがあり得るのか。設計変更をしたということか。

- ◆ もし違うものができていけば、そういうことになる。

- そうした事象については、書面に「設計変更をする際には、改めて届け出ること」と明記しておけばいい。すでに届出対象となっているものについては、指導を無視するのであれば、罰則規定を設けたり勧告を行ったりすることで対応していくことができる。

問題は規模の小さいもの。

- ◆ 現行の届出対象である「10㎡以上の建築物」は、建築確認の要否に合わせたものだが、10㎡以下のものの届出が必要かどうかということについて、検討をしていくこともあろうかと思う。

- 色彩に関して、農地の場合はグリーンやブルーが機能上必要な場合があるが、少なくとも明度は2以下にするなど、基調色については抑えた方がいいように思う。実際の自然のグリーンとは全く違うので、寒色系を使う場合には気を付けた方がいい。

- ◆ こうした数値化されている基準についても、今後、検討していきたい。

- 色々な課題が上がってくると思うが、まずはこの基礎調査を進めるということで、今後の部会等でもまた報告されるのか。

- ◆ はい。来年度も基礎調査を実施する予定。結果を部会で報告し、意見を頂きながら、どのように進めていくかということを検討していきたい。

- 県の景観計画区域としては、限られた区域が対象になるが、こうした線的な景観の前後・上下流部分の整合性や、景観形成基準の統一性といったものは、どのように確保しているのか。

- ◆ 芹川では、上流は滋賀県の景観計画が、下流は彦根市の景観計画が適用されており、現時点では同じ基準になっている。今後、県が基準を見直していく場合には、彦根市とも情報共有をしながら進めていくことになる。

- 行政区画を超えるような事項であっても、県と市町でそれぞれ基準を統一したり、事務処理を整合させたりして、一体的に運用されていると理解してよいか。
- ◆ はい。そのように対応しています。
- 今後もこうした調査を進められるということなので、本日委員の皆様から頂いたご意見も反映しながら、今後の調査・検討に活かして頂きたい。